

弁護士 笹山 尚人

1 期日の状況

令和2年6月16日（火）午後3時より、福島地裁いわき支部1号法廷において、第13回口頭弁論が開催されました。新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から、4月の期日が取り消され、実に4ヶ月ぶりの期日再開となりました。

今回の期日も、開かれたものの、原告席にせよ、傍聴席にせよ、数を著しく制限しての開廷となりました。今回の法廷の内容、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況にも照らし、原告団や支援のみなさんには参加を求めない形で今回の法廷を持つことになりました。

弁護団も、地元の広田先生と、弁護団代表の菊地弁護士、小野寺弁護士のお二人が仙台からおいでいただき、東京からも、米倉弁護士に私、合計5名での参加としました。

東電側も弁護士3名のみでの出席で、法廷は、裁判官3名、書記官1名とあわせて全部で12名、全員マスク着用、という寂しい状況でした。

今回の法廷で行ったのは、証拠の提出、です。

証拠として大きいのは陳述書です。みなさん世帯の被害の実状について、世帯ごとに弁護士が聞き取りをしてまとめたものです。今回少し時間があいたこともあり、原告の皆様の「陳述書」は、28通提出することができました。これで3陣の原告のおよそ6割から7割くらいの世帯の陳述書を提出できたものと思います。

もうひとつ、「責任論」という、東電が津波の到来を予想し、事故を開扉するための手立てを取ることができたということに関する証拠を、110点にわたって、提出しました。この110点の証拠は、野本弁護士の取りまとめに基づき、私が整理したのですが、大きな段ボール1箱分になる証拠です。タイヘンでした。笑

他方、東電側は、自分たちに責任はないということに関する証拠を、10点ほど追加してきました。

2 今後の進行

現在、原告団では、全世界帯での陳述書の作成提出を目指しています。

残る世帯の陳述書作成についておおよそ10月の次々回期日までには完了する見通しであるとして、次回期日にも追加する予定としました。

原告側は、このほか、陳述書をベースにして、富岡町という地域がいかなる被害を被っているかについての「富岡町論」と呼んでいる主張、それから責任論のうち水密化に関する主張(事故前に、電源設備のある場所について、津波が押し寄せても中に水が浸入しないようにする措置をしておけば電源を失うことはなく、事故は回避できたという主張)について補充を予定していることを告げ、それを概ね10月までにまとめる予定であることを述べました。

裁判所は、その予定を了解したうえで、原告側の主張立証が一段落したところで、反論の提出を行うよう求めました。

3 今後の予定

(1) 日程について

次回期日は、次回の期日は同年8月26日(水)午後3時からとなっています。

(2) 原告の皆さんの法廷参加について

まだ確定ではありませんが、次回期日からは、原告団の皆さんの参加をお願いする方向で検討しています。もちろん新型コロナウイルス感染症に対する手当は十分に行ってという前提で。

その場合、次回期日においては、原告の方からの意見陳述も復活させたいと考えています。

(3) 今後のご協力をお願いについて

本期日においても原告の皆様の「陳述書」を提出させて頂きましたが、次回期日、次々回期日においては、残る原告世帯の「陳述書」を提出する予定です。

まだ聞き取りが行われていない世帯、すでに聞き取られているもののその後の手続きが進んでいない世帯の皆様には、大変おまたせをしておりますが、弁護団内で議論を重ねてからのご連絡となりますので、今しばらくお時間をいただければ幸いです。

また、担当弁護士より、陳述書の作成に関して問い合わせがあったり、内容の確認を求められたりしましたら、お手数かとは思いますが、ご対応いただきますようお願いいたします。

以上